

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名	自動車整備士技能検定に関する事務 全項目評価書
評価実施機関名	国土交通大臣
提出日	令和8年8月7日
概要説明日	令和8年9月9日

(目次)

○ 全体的な事項	1
○ 特定個人情報ファイル(自動車整備士資格関連情報ファイル)	4
○ 評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策	11
○ 総評	12
○ 個人情報保護委員会による審査記載事項	12

全体的な事項

※評価実施手続に関する事項及び特定個人情報
ファイルに共通する事項

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	—	—	—	—	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	—	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	—	—	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、国土交通省が自動車整備士技能検定に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	—	—	—	—	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国土交通省が自動車整備士技能検定に関する事務を実施するために使用する、国家資格等情報連携・活用システムと連携する自動車整備士審査システムは、プログラミングの開始が令和9年1月以降に予定されており、適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	—	—	—	—	問題は認められない	国民への意見募集については、e-Gov(電子政府の総合窓口)において、30日間実施し、意見への対応状況はe-Govで公表することとしており、事後の措置も適切である。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	—	—	—	—	問題は認められない	自動車整備士技能検定に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(7)記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	—	—	—	—	問題は認められない	自動車整備士技能検定に関する事務における番号制度への対応は、国土交通省物流・自動車局自動車整備課が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 ～ P.4	I 1. ②	問題は認められない	自動車整備士技能検定に関する事務において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容において、資格保有者及び資格試験受験者から提出される各種申請書等に記載された個人番号を国家資格等情報連携・活用システムに登録し、固有の識別子と紐付けること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、資格保有者及び資格試験受験者にとって資格取得・更新等の手続時の添付書類を省略することが可能となり、国土交通省にとっては登録原簿の正確性を保つことが可能となるメリット等についても具体的に記載されている。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.5 ～ P.8	I 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.6 ～ P.8	I 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.9	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.9	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.10 ～ P.12	I (別添1)	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(9) 特定個人情報 ファイルを取り扱う プロセスにおいて特 定個人情報の漏え いその他の事態を 発生させるリスク を、特定個人情報 保護評価の対象と なる事務の実態に 基づき、特定してい るか。	—	—	P.26 ～ P.40	Ⅲ、Ⅳ	問題は 認めら れない	全項目評価書に例示されている各リスクに どのように対応しているかが具体的に記載さ れている。
(10) 特定されたリス クを軽減するために 講ずべき措置につ いての記載は具体 的か。 (11) 記載されたリス クを軽減させるた めの措置は、個人の プライバシー等の権 利利益の侵害の未 然防止、国民・住民 の信頼の確保という 特定個人情報保護 評価の目的に照ら し、妥当なものか。	⑨ 特定個人情報ファ イルの取扱いにつ いて自己点検・監査や 従業者に対する教 育・啓発を行って いるか。	70. 評価書に記載したと おりに運用がなされて いること等について、評価 の実施を担当する部署 自らが、どのように自己 点検するか具体的に記 載しているか。	P.40	Ⅳ 1. ①	問題は 認めら れない	自己点検については、国土交通省情報セ キュリティポリシー及び関係規程に規定され ている事項について、職員が定期的に自己 点検を行い、その点検結果について管理者 が確認を行うこと、監査については、国土交 通省情報セキュリティポリシー及び関係規程 の遵守状況等について、定期に及び必要に 応じて内部監査を実施すること等が具体的に 記載されており、特定個人情報保護評価の 目的に照らし、妥当である。 従業者に対する教育・啓発については国土 交通省情報セキュリティポリシー及び関係規 程並びに特定個人情報の適正な取扱いに関 するガイドラインで求められる必要な教育・研 修を行うこと等が具体的に記載されており、 特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥 当である。
		71. 評価書に記載したと おりに運用がなされて いること等について、ど のように監査するか具体 的に記載しているか。	P.40	Ⅳ 1. ②	問題は 認めら れない	
		72. 特定個人情報を取り 扱う従業者等に対しての 教育・啓発や違反行為を した従業者等に対する措 置について具体的に記 載しているか。	P.40	Ⅳ 2.	問題は 認めら れない	
		73. 国民・住民等からの 意見聴取により得られ た意見を踏まえて評価書 のどの箇所をどのように 修正したかを具体的に 記載しているか。	P.42	Ⅵ 2. ⑤	問題は 認めら れない	
(12) 個人のプライ バシー等の権利利 益の保護の宣言 は、国民・住民の信 頼の確保という特定 個人情報保護評価 の目的に照らし、妥 当なものか。	—	—	P.1	表紙	問題は 認めら れない	国土交通省は、自動車整備士技能検定に 関する事務における、特定個人情報ファイ ルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプ ライバシー等の権利利益に影響を及ぼすもの であることを認識し、特定個人情報の漏えい その他の事態を発生させるリスクを軽減させ るために適切な措置を講ずることをもって、個 人のプライバシー等の権利利益の保護に取り 組んでいることを宣言している。

特定個人情報ファイル
(自動車整備士資格関連情報ファイル)

審査の観点 (指針第10-I(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13	II 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を取り扱う理由について、資格に係る部分として、資格保有者が本人の資格情報を登録することにより資格登録原簿の正確な管理を行うこと、また必要な者にはデジタル資格証の発行を行い必要な時に提示・提供を行うこと、試験に係る部分として、受験者本人が自らの受験情報を登録することにより受験登録原簿の正確な管理を行うこと、また必要な者にはデジタル受験票の発行を行い受験時に提出をすること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報の入手・使用について、本人からの申請のほか専用線により入手すること、個人番号は資格保有者等からの申請を受けて資格情報等の登録・変更・抹消を行う際に本人を特定するために使用すること、特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、システム全体に係る運用保守を適切に実施するためには専門的かつ高度な知識・技術を要することから全体の取扱いを委託することが必要であること等、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(入手・使用、委託、保管・消去)について具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.13	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.14	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.14	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.14	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報をを用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.14	II 3. ⑧	該当なし	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.14	II 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.15	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.15	II 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.15 ～ P.19	II 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.20	II 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.20	II 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.21	II 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.21	II 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.21	II 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	特定個人情報の入手について、目的外の入手が行われるリスク対策として、オンライン申請からの入手では、あらかじめマイナポータルにおいてマイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うため対象者以外の情報を入手することはないこと、窓口等における紙での申請からの入手では、入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはないこと、地方公共団体情報システム機構からの入手では、処理については定期的に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われていないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはないこと等が記載されている。また、必要な情報以外を入手することを防止するためのリスク対策として、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意していること、申請書やファイルの様式が定められており必要な情報のみ入手できること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク対策として、オンライン申請からの入手では、本人からマイナポータル経由でシステムへ登録情報等を登録するが、当該通信は、TLS/SSLによる暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止すること、窓口等における紙での申請からの入手では、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、紙媒体の資料は、事務処理が完了したら簿冊につづり、速やかに保管場所で施錠管理等を行い、鍵は担当職員のみが知る場所で保管すること、地方公共団体情報システム機構からの入手では、地方公共団体情報システム機構との接続においては通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用回線を利用することで機密性を確保していること、国家資格等情報連携・活用システムと自動車整備士審査システムのデータ連携に係る部分では、GSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線による接続により、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保していること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	④特定個人情報 の使用につ いて、特定され たリスクを軽減 するために講ず べき措置を具体 的に記載してい るか。記載され た対策は、特定 個人情報保護評 価の目的に照 らし妥当なも のか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	特定個人情報の使用について、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク対策として、固有の識別子である仮名を用いて情報を紐付けて確認すること、マイナポータルにおいては個人番号と仮名を紐付けず個人番号へはアクセスできない仕組みとされていること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク対策として、IDとパスワードを用いた認証方法に加え顔認証を実施すること、従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々のユーザーアカウントを割り当てること、アクセスログ及び操作ログの記録を行うとともに定期的にログの分析を実施すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、特定個人情報ファイルが含まれるデータベースに暗号化を施し万が一複製されても復号できない措置を講じること、権限のある者以外複製は行えない仕組みとすること、許可された電子記録媒体に限定して使用できるようにシステムを実装し制御すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29 ～ P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29 ～ P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29 ～ P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29 ～ P.31	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使わないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31 ～ P.32	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	国家資格等情報連携・活用システム及び自動車整備士審査システムの運用保守等業務を委託することとしているが、委託先事業者の選定を行う際はプライバシーマークやISMS (ISO/IEC27001)等の認証取得業者であること等、特定個人情報の保護を適切に行えることを確認すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 委託先事業者は特定個人情報について取扱責任者及び事務取扱担当者を定め、定められた者のみ特定個人情報ファイルにアクセスができるよう制限を行うこと、管理及び実施体制を書面により報告し確認を受けること、特定個人情報ファイルの取扱いを含む管理の状況について書面により報告をしなければならないこと、情報システム責任者等は必要に応じて調査を行い不適切と認められる場合は是正を指示すること、委託先事業者から提出される消去等に係る報告書の内容を確認するとともに必要に応じて立入検査を実施することで消去が適切に行われていることを確認すること、原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受けルールが遵守されているか否かを確認するとともに、必要に応じて再委託先事業者への立入検査の実施を依頼すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.33	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.34	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	—
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 5. リスク1:	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 5. リスク2:	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.35	Ⅲ 5. リスク3:	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.35	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて利用特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク1:	該当なし	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて利用特定個人情報を入手する際に、利用特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で当該情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク2:	該当なし	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて利用特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク3:	該当なし	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて利用特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク4:	該当なし	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、利用特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、利用特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った利用特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.36	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.36	Ⅲ 6. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 (指針第10-1(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.37	Ⅲ 7. リスク1:⑤	問題は認められない	物理的対策として、国家資格等情報連携・活用システムのパブリッククラウド環境については、委託先事業者がパブリッククラウド事業者を選定する際の調達要件として、ISMAPにおいて登録されたサービスか、ISO/IEC 27017:2015又はCSマーク・ゴールドの認証を取得している者で、かつ「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしている者が物理的対策を含めたセキュリティ管理策を適切に実施していることを確認できること、オンプレミス環境についてはISMS認証と同等以上の認証を取得しており物理的対策を含めたセキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 技術的対策として、クラウドマネージドサービス等を活用しアクセス制御、侵入検知及び侵入防止を行うとともにログの解析を行うこと、パブリッククラウド環境とオンプレミス環境の通信にはVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なパブリッククラウドサービスを使用すること、運用保守拠点とパブリッククラウド環境及びオンプレミス環境との通信にはVPN接続等による通信内容の秘匿や漏えい防止が可能なネットワーク回線を使用すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク対策として、マイナポータル内に情報等は保管されないこと、パブリッククラウド環境ではデータの復元がなされないようパブリッククラウド事業者においてISO/IEC27001に準拠した廃棄プロセスを確保すること、オンプレミス環境では専用のデータ削除ソフトウェアの利用又は物理的破壊等によりデータを復元できないよう消去すること等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 7. リスク1:⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 7. リスク1:⑨	問題は認められない	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 7. リスク1:⑨	問題は認められない	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.38	Ⅲ 7. リスク1:⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.39	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.39	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点 (指針第10-i(2))	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査 結果	所見
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	74. 資格管理事務に当たって、国家資格管理システムを介して申請情報及び資格情報を入手し、使用するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29 P.31 P.37 P.38 等	Ⅲ 3. リスク 1～4 Ⅲ 7. リスク1: ⑤⑥ 等	問題は認められない	国家資格等情報連携・活用システムの運用におけるリスク対策として、 ・電子記録媒体は情報の暗号化を行うとともに管理区域内外への移動の際は施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行うこと ・権限を持たない者が特定個人情報にアクセス(画面表示、データダウンロード、出力、印刷等)できないよう、システムで制御していること ・保守等に使用する端末についてはUSBメモリ等の外部記憶媒体を物理的に接続できないように制御及び管理すること ・特定個人情報を電子記録媒体により移送する場合は施錠可能な保管庫に保管し利用する場合は情報システム責任者等の承諾を必要とすること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。 住基連携サーバー及び業務端末の運用におけるリスク対策として、 ・住民基本台帳ネットワークシステムと連携を行う住基連携サーバーについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しないこと ・システム操作を行う前にログイン操作による操作者認証を行うこと ・操作ログを記録し、不正な操作が行われていないことを適時確認すること ・業務端末へのUSBメモリ等の外部記憶媒体の接続は許可制とし、原則接続できないようにデバイス制御及び管理を行うこと 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

【総評】

- (1) 自動車整備士技能検定に関する事務においては、特定個人情報ファイルを取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (2) 事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。
- (3) 資格及び試験情報を含む特定個人情報を入手し、国家資格等情報連携・活用システムを用いて管理する際のリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】

(Ⅵ 評価実施手続 4. 個人情報保護委員会の承認)

- (1) 自動車整備士技能検定に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (2) 特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (3) 組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。今後リスクを相当程度変動させ得る事実関係の変更が生じ、当該変更に応じたリスク対策を講ずる際などには、必要な特定個人情報保護評価を適切に実施する体制を、有効に機能させることが重要である。
- (4) 情報漏えい等に対するリスク対策について、国家資格等情報連携・活用システムとの接続はVPN等とするとともに、各システム間の通信の暗号化等を行うことにより、通信のセキュリティを維持すること、また、電子記録媒体は情報の暗号化を行うとともに、管理区域内から電子記録媒体を持ち出す際は施錠可能な衝撃防止ケースに入れて持ち運びを行うこと等が記載されている。特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することが重要である。
- (5) 委託先事業者による特定個人情報ファイルの適正な取扱いに関して、クラウドサービスに係る安全管理措置も含め、情報漏えい等に対するリスク対策全般について特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。
- (6) 上記について、不断の見直し・検討を行うことに加え、事務の開始やシステム変更に伴い、事務フローの変更や新たなリスク対策が生ずることとなった場合は、必要に応じて評価の再実施を行うことが重要である。